

令和 8 年度使用教科用図書 採択申請經過

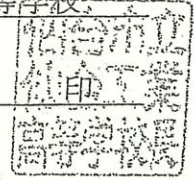
- 1 仙台市立仙台工業高等学校全日制課程
- 2 仙台市立仙台工業高等学校定時制課程
- 3 仙台市立仙台高等学校
- 4 仙台市立仙台商業高等学校
- 5 仙台市立仙台青陵中等教育学校
- 6 仙台市立仙台大志高等学校
- 7 仙台市立鶴谷特別支援学校高等部

令和7年 6月 19日

仙台市教育委員会教育長様

学校名 仙台市立仙台工業高等学校

校長 春日川 孝



令和8年度使用教科用図書採択申請経過について（報告）

月 日 (曜)	教科用図書採択申請経過の内容
4月10日 (木) @会議室	・校内カリキュラム委員会において令和8年度入学生の教育課程を確認する。
4月25日 (金) @大講義室	・校長から「令和7年度 教科用図書選定事務推進委員会」（以下、推進委員会という）及び「令和8年度教科用図書調査研究委員会」の委員の委嘱が行われる。また教科用図書が公正かつ適正に行われるよう選定手順や方法について周知徹底する。
5月21日 (水) @会議室	・推進委員会が行われ、教科用図書が公正かつ適正に行われるよう事務手続きの手順について協議し、その後カリキュラム委員会を開催し、委員を通じて各教科に伝達する。
5月22日 (木) ～	・各教科で選定対象教科用図書について十分に調査・研究を行う。
6月6日 (金) @各教科職員室	
6月17日 (火) @会議室	・「令和7年度教科用図書調査研究委員会」を開催し、仙台市教育委員会へ採択申請する「令和8年度使用教科用図書」選定（案）を作成する。
6月19日 (木)	・選定（案）に基づいて校長が選定・作成した「令和8年度使用教科用図書申請書」を仙台市教育委員会に申請する。

令和7年6月19日

仙台市教育委員会教育長様

学校名 仙台市立仙台工業高等学校定時制課程

校長名 春日川 孝



令和8年度使用教科用図書採択申請経過について（報告）

月 日（曜）	教科用図書採択申請経過の内容
4月23日（水）	・教育課程委員会において令和8年度の教育課程を編成し、職員会議を経て決定する。
5月12日（月）	・仙台市教育局学校教育部高校教育課指導主事から仙台市立高等学校教科用図書採択事務説明会の案内および会議資料を受信し、教務部長と教務部教科書担当者で確認する。
5月21日（水）	・校内における令和8年度使用教科用図書選定に係わる事務の推進を行うため「令和7年度教科用図書選定事務推進委員会」（以下推進委員会という。）を組織する。推進委員会において、教科用図書選定がより公正かつ適正に行われるよう協議し、令和7年5月12日に行われた教科用図書採択事務説明会で示された採択方針ならびに採択申請手続きを確認する。また、職員会議において教科用図書採択申請が公正かつ適正に行われるよう選定手順や方法について周知徹底する。
5月21日（水） ～5月30日（金）	・各教科で選定対象教科用図書すべてについて調査研究を行う。
6月2日（月）	・各教科で調査研究した「令和8年度使用教科用図書（案）」を選定事務推進委員会に提出する。その後、選定事務推進委員会で協議した結果を「令和7年度教科用図書調査研究委員会」に提出することとする。
6月11日（水）	・令和7年度教科用図書調査研究委員会を開催し、仙台市教育委員会へ採択申請するための「令和8年度使用教科用図書」選定（案）を作成する。
6月19日（木）	・選定（案）に基づいて校長が選定・作成した「令和8年度使用教科用図書申請書」を仙台市教育委員会に申請する。

※教科用図書採択申請の経過がわかるように、教科用図書調査研究委員会、職員会議、教科書事務説明会、教科担当者会、採択事務処理（公正確保）に関する通知等を適宜記入のこと。

(市様式3)

令和7年6月19日

仙台市教育委員会教育長 様

学校名 仙台市立仙台高等学校

校長名 西城 光洋



令和8年度使用教科用図書採択申請経過について（報告）

月 日（曜）	教科用図書採択申請経過の内容
5月19日（月）	・校内における令和8年度使用教科用図書選定に係わる事務の推進を行うための「令和7年度教科用図書選定事務推進委員会」（以下、推進委員会という。）を組織し、教科用図書選定が公正かつ適正に行われるよう協議する。
5月30日（金）	・教育課程委員会を経て、職員会議で令和8年度実施の教育課程を編成する。 ・教科用図書採択申請が公正かつ適正に行われるよう選定手順や方法について周知徹底する。
5月20日（火） ～ 6月5日（木）	・各教科で選定対象教科用図書すべてについて調査研究を行う。
6月16日（月）	・各教科で調査研究した「令和8年度使用教科書選定資料」を推進委員会に提出する。
6月18日（水）	・「令和7年度教科用図書調査研究委員会」を開催し、仙台市教育委員会へ採択申請する「令和8年度使用教科用図書」の選定案を作成する。
6月19日（木）	・選定した「令和8年度使用教科用図書採択申請書」を、校長が仙台市教育委員会に申請する。

※教科用図書採択申請の経過がわかるように、教科用図書調査研究委員会、職員会議、教科書事務説明会、教科担当者会、採択事務処理（公正確保）に関する通知等を適宜記入のこと。

(市様式3)

令和7年6月17日

仙台市教育委員会教育長 様

学校名 仙台市立仙台商業高等学校

校長名 猪股 堅 弥



令和8年度使用教科用図書採択申請経過について (報告)

月 日 (曜)	教科用図書採択申請経過の内容
5月12日(月)	・教科用図書の採択事務説明会が行われ、仙台市教育委員会から事務取扱に関する説明がある。
5月16日(金)	・校内における令和8年度使用教科用図書選定に係る事務の推進を行うための「令和7年度教科用図書選定事務推進委員会」を組織する。
5月16日(金)	・推進委員会において、教科用図書選定が公正かつ適正に行われるよう協議する。
5月16日(金) ～	・各教科会で選定対象教科用図書について調査研究を行い、採択希望の教科用図書についての選定を行う。
6月6日(金)	
5月20日(火)	・仙台市教育委員会より令和8年度使用教科用図書の採択に係る方針と手続きについての通知がある。
6月6日(金)	・各教科で調査研究した「令和8年度使用教科書選定資料」を推進委員会に提出する。
6月16日(月)	・「令和7年度教科用図書調査研究委員会」を開催し、仙台市教育委員会へ採択申請する「令和8年度使用教科用図書」の選定案を作成する。
6月17日(火)	・選定した「令和8年度使用教科用図書採択申請書」を、校長が仙台市教育委員会に申請する。

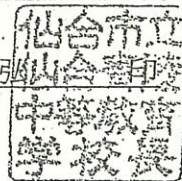
※教科用図書採択申請の経過がわかるように、教科用図書調査研究委員会、職員会議、教科書事務説明会、教科担当者会、採択事務処理（公正確保）に関する通知等を適宜記入のこと。

令和7年 6月 19日

仙台市教育委員会教育長 様

学校名 仙台市立仙台青陵中等教育学校

校長名 山 田 善 弘



令和8年度使用教科用図書採択申請経過について (報告)

月 日 (曜)	教科用図書採択申請経過の内容
5月12日(月)	・ 令和8年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部用教科書採択事務説明について、説明資料で確認をする。
5月19日(月)	・ 教育課程委員会において、各教科主任に対して、教科用図書選定が公正かつ適正に行われるよう選定手順や方法について再度周知徹底する。 ・ 教育課程委員会において、令和8年度の教育課程を確認する。
5月26日(月)	・ 職員会議において全教職員に対して、令和8年度使用の教科書採択に関わる事務についての概略説明を行う。教科用図書選定が公正かつ適正に行われるように周知徹底する。
5月20日(火)～ 5月30日(金)	・ 各教科において教科会を開催し、令和8年度使用の教科書採択に関わる事務についての報告を行い、選定対象教科用図書すべてについて調査研究を行う。
6月4日(水)	・ 各教科で調査研究し作成した「令和8年度使用教科書選定資料」を、教務部が集約する。
6月12日(木)	・ 「令和7年度教科用図書調査研究委員会」を開催し、仙台市教育委員会へ採択申請する「令和8年度使用教科用図書」選定(案)を作成する。
6月19日(木)	・ 選定(案)に基づいて校長が選定・作成した「令和8年度使用教科用図書申請書」を仙台市教育委員会に申請する。

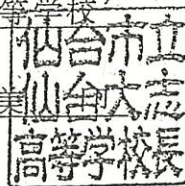
※教科用図書採択申請の経過がわかるように、教科用図書調査研究委員会、職員会議、教科書事務説明会、教科担当者会、採択事務処理(公正確保)に関する通知等を適宜記入のこと。

令和7年 6月19日

仙台市教育委員会教育長 様

学校名 仙台市立仙台大志高等学校

校長名 越坂由美



令和8年度使用教科用図書採択申請経過について（報告）

月 日 (曜)	教科用図書採択申請経過の内容
4月7日 (月)	・ R7 教学指号外による「高等学校用教科書の教科書見本の取扱いについて」の通知を受け取り、校内で内容を確認した。
4月8日 (火)	・ R7 教学指号外による「教科書採択における公正確保の徹底等について」の通知を受け取り、校内で内容を確認した。
5月12日 (月)	・ 令和7年度宮城県高等学校教務主任連絡会議において、令和8年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書の採択申請について、事務取り扱いに関する説明を受けた。
5月21日 (水)	・ R7 教学高第272号による令和8年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書の採択に係る方針と手続きについて（通知）を受け取る。
5月21日 (水)	・ 5月定例職員会議において、令和8年度使用教科用図書選定に係わる事務の推進を行うための「令和7年度仙台市立仙台大志高等学校教科用図書調査研究委員会」を組織することを確認。また、教科用図書採択申請が公正かつ適正に行われるよう選定手順や方法について周知徹底する。
5月21日 (水) ~ 6月10日 (火)	・ 各教科で、選定対象教科用図書すべてについて調査研究を行い、「令和8年度使用教科書選定資料」を作成する。
6月11日 (水)	・ 「令和7年度 教科用図書調査研究委員会」を開催し、仙台市教育委員会へ採択申請する「令和8年度使用教科用図書」の選定（案）を作成する。
6月19日 (木)	・ 選定した「令和8年度使用教科用図書採択申請書」を、校長が仙台市教育委員会に申請する。

※教科用図書採択申請の経過がわかるように、教科用図書調査研究委員会、職員会議、教科書事務説明会、教科担当者会、採択事務処理（公正確保）に関する通知等を適宜記入のこと。

令和7年 6月 19日

仙台市教育委員会教育長 様

学校名 仙台市立鶴谷特別支援学校

校長名 秋 山 一 郎



令和8年度使用教科用図書採択申請経過について（報告）

月 日 (曜)	教科用図書採択申請経過の内容
4月14日 (月)	・校内における令和8年度使用教科用図書選定に係わる事務を推進するための「令和7年度教科用図書選定事務推進委員会」等（以下推進委員会という。）を組織する。
4月30日 (水)	・推進委員会、職員会議等で令和8年度実施の教育課程を編成する。 ・推進委員会において、より教科用図書選定が公正かつ適正に行われるよう協議する。
5月14日 (水)	・高等部会で教科用図書採択申請が公正かつ適正に行われるよう選定手順や方法について周知徹底する。
5月20日 (火)	・各教科で選定対象教科用図書すべてについて調査研究を行う。
6月5日 (木)	・各教科で調査研究した「令和8年度使用教科書選定資料」を推進委員会に提出する。
6月6日 (金)	・令和8年度入学生教育課程表を市教委に提出する。
6月12日 (木)	・「令和7年度教科用図書調査研究委員会」を開催し、仙台市教育委員会へ採択申請する「令和8年度使用教科用図書」の <u>選定（案）</u> を作成する。
6月19日 (木)	・選定した「令和8年度使用教科用図書採択申請書」を、校長が仙台市教育委員会に <u>申請する。</u>

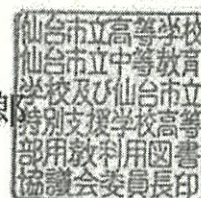
※教科用図書採択申請の経過がわかるように、教科用図書調査研究委員会、職員会議、教科書事務説明会、教科担当者会、採択事務処理（公正確保）に関する通知等を適宜記入のこと。

令和 7 年 7 月 1 1 日

仙台市教育委員会
教育長 天野 元 様

仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び
仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書協議会

委員長 原 新太郎



令和 8 年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び
仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書の選定について（報告）

本教科用図書協議会は、標記のことについて仙台市教育委員会
教育長より依頼を受け、慎重に審議した結果、別紙のとおり意見
を集約したので報告いたします。

(別紙)

「令和 8 年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書の選定について」

はじめに

本教科用図書協議会は、令和 7 年 7 月 11 日、教育長から「令和 8 年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書の選定について」の依頼を受け、各校からの採択申請経過報告、採択申請書等をもとに慎重に審議し、その結果を、以下のとおりまとめたので報告する。

- 1 令和 8 年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書の採択申請経過について

各校から報告された教科用図書採択申請経過については、いずれの学校も適切な選定手続きを行っている判断する。

- 2 令和 8 年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書の採択申請について

各校から報告された採択申請書については、いずれの学校も採択申請が適切であると判断する。

令和 7 年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校 及び仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書の採択方針

仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部（以下「市立高等学校等」という。）において使用する教科用図書は、教育基本法や学校教育法が示す教育の目的や目標、学習指導要領及び文部科学省から示された令和 8 年度使用教科用図書の採択に関する通知の趣旨を踏まえ、宮城県教育委員会の令和 8 年度使用の県立高等学校及び県立特別支援学校高等部用教科用図書の採択に係る基本方針等を参考に公正かつ厳正に適切なものを採択する。

1 市立高等学校等教科用図書の採択申請について

市立高等学校等においては、校内に「教科用図書調査研究委員会」を設置し、採択の対象となる教科用図書について、各学校の教育目標や生徒の実態と「採択の観点」に配慮して十分調査研究を行い、その結果に基づいて校長が選定し、申請を行う。なお、中等教育学校前期課程においても、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の申請を行う。

2 市立高等学校等教科用図書の選定について

市立高等学校等の校長は、高等学校用（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）教科書については、学校教育法附則第 9 条の規程による高等学校における教科用図書（以下「一般図書（高等学校用）」という。）を除き、「高等学校用教科書目録（令和 8 年度使用）」に登載されている教科用図書のうちから選定する。

なお、一般図書（高等学校用）の選定に当たっては、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定する。

3 市立高等学校等教科用図書の採択について

採択に当たっては、「教科用図書協議会」を設置する。「教科用図書協議会」は教育委員会の依頼に応じて市立高等学校等から申請のあった教科用図書について審議を行い、その結果を教育委員会に報告する。教育委員会は、その報告を踏まえ、市立高等学校等の教育課程に照らして検討し、公正かつ適正な採択を行う。

4 採択の観点について

学習指導要領に示されている教科の目標を的確に反映していることを踏まえ、以下の仙台市採択の観点に則り検討する。

- (1) 仙台市の学校教育の推進に資するものであること。
- (2) 仙台市をはじめ、我が国の自然や歴史、文化などを愛し、守り伝えていくとともに、諸外国の人々の生活や文化を理解し、尊重する態度の育成に適したものであること。
- (3) 生命を大切にし、人権を尊重する心や他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性が育つように配慮されていること。
- (4) 各市立高等学校等の教育課程に沿ったものであること。
- (5) 内容の選択や扱いなどが適切に配慮されていること。
- (6) 基礎的・基本的な内容の確実な習得・定着を図るための学習や、発展的な学習が展開できるように配慮されていること。
- (7) 思考力、判断力、表現力などや、創造的に取り組む態度をはぐくむ学習が展開できるように配慮されていること。
- (8) 学習意欲を高めるため、体験的・問題解決的な学習や自主的、自発的な学習が展開できるように配慮されていること。
- (9) 言語活動が充実するための学習が展開できるように配慮されていること。
- (10) 生徒の発達段階や、小・中・高の系統性に考慮されていること。
- (11) 文章、用語、挿絵、地図、図表などの表現が適切であること。

仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部用
教科用図書採択の仕組み

- 1 高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部で使用する教科書については、各学校の「教育目標」や「生徒の実態」を踏まえて各学校がそれぞれ申請するシステムである。
- 2 各学校では、校内委員会で作成した教科書申請（案）を、保護者代表委員を加え、学校ごとに設置する教科用図書調査研究委員会で審議し、学校長が教育委員会に使用教科書として申請する。
- 3 教育委員会事務局では、学校から採択申請された使用教科書を、教育委員会が設置する高等学校等教科用図書協議会で審議した後、教育委員会に付議、採択する。

